

年末調整に伴う「申告書」の提出について

「マイナンバー」の記入箇所がございます。お忘れなくご記入ください。

● ご提出頂く申告書

- ①「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(令和5年分)
- ②「給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」(令和4年分)
- ③「給与所得者の保険料控除申告書」(令和4年分)

何も申告するものがない方も、必ず3枚ともご提出 下さい!!

■ 事前チェックリスト

● 給与所得者の扶養控除等申告書(令和3年度より押印して頂く必要はなくなりました。)

- 皆さまの「個人番号(マイナンバー)」はご記入いただけましたか?
- 自分や家族の氏名(ふりがな)、生年月日は正しいですか?
- 結婚や出産、家族の就職などで、変更はありましたか?
- 年間所得の見積額の記載をしましたか?
- 同居の有無や、障害者・寡婦・ひとり親についても記入もれはありませんか?

● 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書(配偶者控除・配偶者特別控除を受けられる方)

- ご本人様は、申告書提出先のお給料以外の別の収入がございますか
→ 申告書中段『あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算』欄の収入金額等をもれなく記入ください。
- 配偶者の方は収入がございますか
→ 申告書中段『配偶者の本年度中の合計所得金額の見積額の計算』欄の収入金額等をもれなく記入ください。
- 下記の要件に該当しますか
令和4年度の給与収入金額が850万円を超える方で特別障害者に該当する方又は23歳未満の扶養親族を有する方、特別障害者で同一生計配偶者、扶養親族を有する方
→ 申告書下段『所得金額調整控除申告書』にもれなく記入ください。

● 給与所得者の保険料控除申告書

- 生命保険・個人年金などの保険料を支払っていますか?
→ 記入するとともに証明書を添付してください。
* 生命保険は「新保険料」「旧保険料」と記載がわかります。
記入方法が分からないようでしたら空白で結構です。証明書の添付は必ずお願いします。
- 損害保険料を支払っていますか?
→ 記入するとともに証明書を添付してください。
- 国民年金や国民健康保険料を支払っていますか?
→ 記入するとともに、国民年金保険料は証明書を添付してください。
- 小規模企業共済に加入していますか?
→ 記入するとともに証明書を添付してください。
- 個人でiDeCoに加入されていますか?
→ 記入(「個人型年金加入者掛金」欄)するとともに証明書を添付してください。

● その他

- 住宅借入金等特別控除をうけますか?
→ 住宅借入金等特別控除申告書を提出ください。
借入金の※年末残高等証明書を必ず添付してください。(※毎年借入されている銀行から郵送されてくる書類となります)
配偶者の方等、ご本人様以外の方と一緒にローンを組まれている場合はその割合をご記入ください。
- R04年度中に他にお勤め先がございましたか?(R04年の前職はありますか?)
→ 前職の源泉徴収票を添付してください。(お手元がない場合、ご自身で前職に発行又は再発行をお願いして頂く必要がございます)

<ご注意ください>

証明書の添付がなく記入もない場合、前職があるが前職分の源泉徴収票の添付がない場合、配偶者控除を受けれるが何も記載がない場合、ないものとして年末調整の計算を行います。
その結果、間違えた計算となっても、R05年3月15日までにご自身で確定申告を行って頂ければ、正しい税金の計算になります。